

異常現象への対応に関すること

(「異常現象発生時における通報の迅速化に係る検討報告書 平成23年3月」より抜粋)

1 「異常現象」と「事故」の相違

「異常現象」と「事故」は、範囲及び事象発生に対する対応について、以下のような相違があることから、このことを踏まえて適正に対応することが適当であると考えられる。

(1) 範囲の相違

「異常現象」の範囲には、「事故」の前兆現象が含まれていることから、「事故」とは異なるものであり、石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）の概念上は「異常現象」の範囲が「事故」の範囲を包含していると考えられる。

(2) 事象発生に対する対応の相違

異常現象の発生に対する現状の対応について、発生した事象を「事故に該当しない場合」と「事故に該当する場合」に区分し、特定事業者、消防機関及び都道府県の対応を整理すると、次に示すとおり、それぞれの場合における「応急対応」と「事後対応」に相違がある。

ア 事故に該当しない場合（図2-1参照）

(7) 応急対応

特定事業者、消防機関及び都道府県（石油コンビナート等防災本部）ごとの役割により整理する。

a 特定事業者

石油コンビナート等特別防災区域の特定事業者は、法第23条に基づき、異常現象が発生した場合に消防機関等へ通報する。

通報には、119番又はホットライン等が用いられている。

b 消防機関

消防機関は、特定事業者からの通報により異常現象の発生を覚知した際、当該異常現象が消防組織法第40条に基づく即報要領の即報基準に該当するかどうか判断し、都道府県へ連絡する。

(a) 即報基準に該当すると判断した場合

様式(第2号様式)を都道府県へファックスにより即報する。

なお、この即報は、法第23条に基づく消防機関から都道府県への通報を兼ねる。

(b) 即報基準に非該当と判断した場合

法第23条に基づき、都道府県へ電話又はファックスにより様式(第2号様式に準拠)を送付することにより通報する。

c 都道府県

都道府県は、消防本部からb、(a)の即報を受けた場合、当該即報及び自ら収集した情報を整理して消防庁へファックスにより様式(第2号様式)を送付する。

(i) 事後対応

a 事象の把握

消防機関は、事業者に対して指導又は法第39条(報告の徴収)に基づき、

報告の求め又は口頭による問い合わせを行うとともに、現場調査を実施している。なお、一部の石油コンビナート等特別防災区域では、特定事業者は、石油コンビナート等防災計画に基づき、消防機関及び都道府県に異常現象の報告を行っている。

b 消防庁への報告

消防庁は、消防組織法第40条に基づく「危険物製造所等及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告」の改正について(平成15年8月19日付け消防危第85号・消防特第175号)により、都道府県及び市町村(消防機関)に対して、特定事業所で発生した「特定防災施設の破損」及び「異常現象に該当するもの」について、四半期ごとにオンライン入力による報告を求めている。

なお、当該通知により報告の対象が「特定事業所に係る事故」から「異常現象に該当するもの」に変更され、事故に該当しないものも報告されている。

消防機関は、前aにより把握した内容を基に報告を作成し、当該報告について都道府県が内容を確認した上で、消防庁に送付される。

イ 事故に該当する場合(図2-2参照)

(7) 応急対応

特定事業者、消防機関、都道府県ごとの役割により整理する。

a 特定事業者

事故に該当しない場合と同様に、石油コンビナート等特別防災区域の特定事業者は法第23条に基づき、消防機関等へ通報する。

なお、当該通報は、火災又は危険物施設からの流出事故の場合には消防法に基づく通報を兼ねる。

b 消防機関

事故に該当しない場合と同様である。

なお、消防機関は、第三者からの通報により事故の発生を覚知する場合もある。

また、発生した事象が直接即報基準に該当する場合には、消防機関は直接消防庁へ様式(第2号様式)により即報する。

c 都道府県

事故に該当しない場合と同様である。

(4) 事後対応

a 事象の把握

事故に該当しない場合と同様である。なお、危険物施設の事故の場合には市規則により報告される場合もある。

b 消防庁への報告

事故に該当しない場合と同様である。

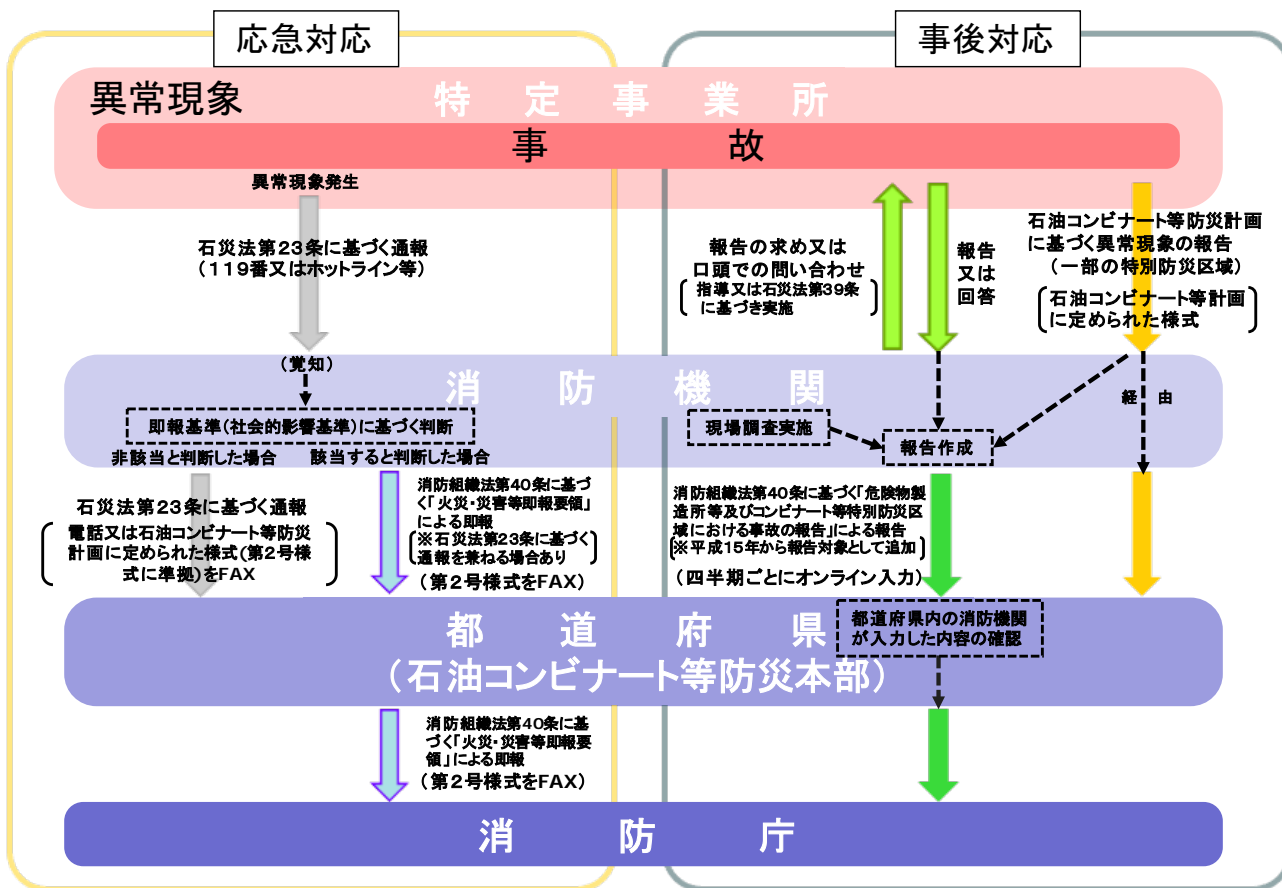


図 2 - 1 異常現象の発生に対する現状の対応（事故に該当しない場合）

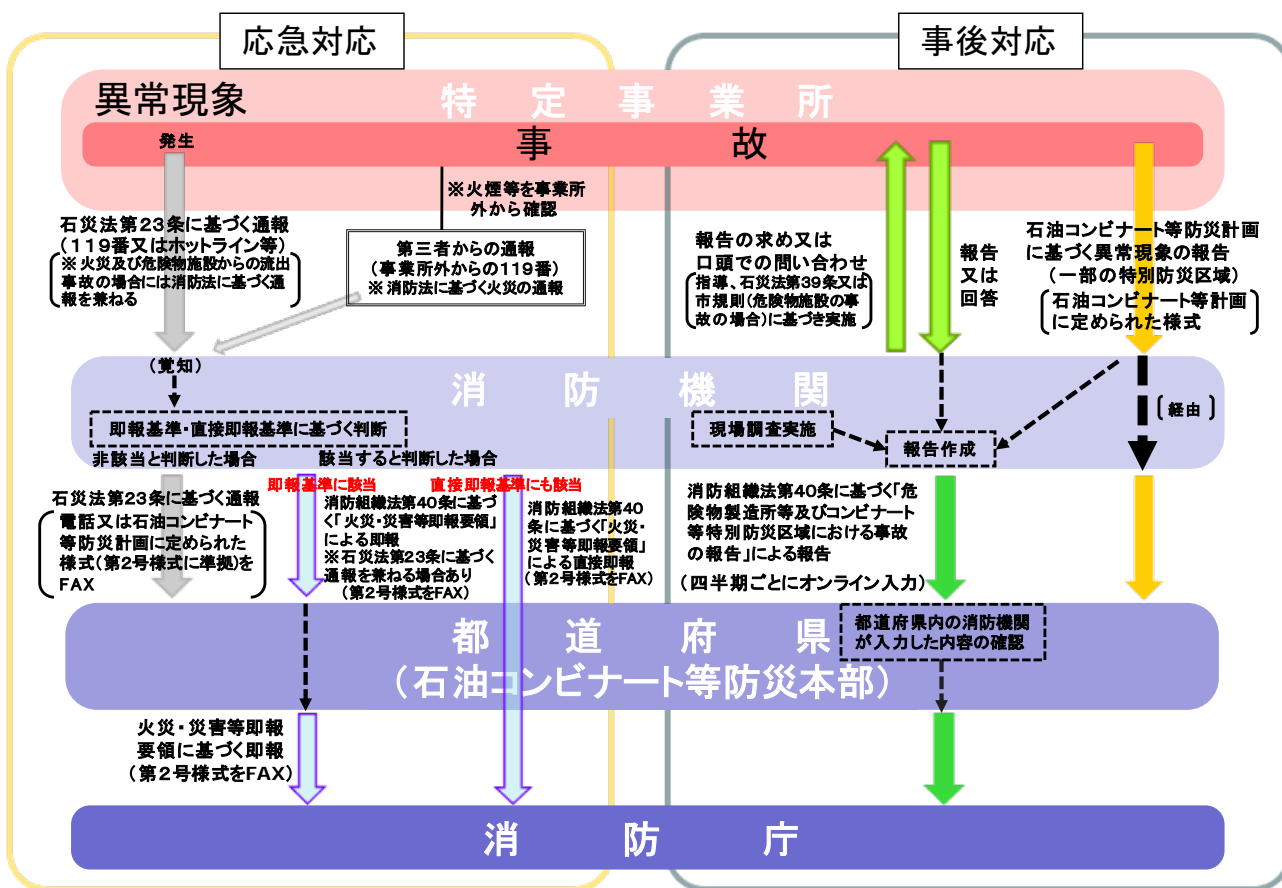


図 2 - 2 異常現象の発生に対する現状の対応（事故に該当する場合）

2 異常現象に対する報告

異常現象が発生した場合に、その内容に関わらず一律に報告書の作成を求めている場合があり、このことが特定事業者の負担を大きくし、特定事業者が通報をためらう要因になっているとの指摘がなされた。

「異常現象」は通報が必要とされる現象であり、その現象の発生をもって報告を求めることは、法の趣旨からは適当ではないと考えられる。

したがって、通報の迅速化の観点からは、特定事業者の負担を軽減し、通報をためらう要因を排除するため、異常現象の発生に対して内容にかかわらず一律に報告を求めることは適当ではないと考えられる。なお、発生した事象の内容を勘案し、事象に応じて適切に報告を求めることは可能である。また、事故報告については従前どおり、関係都道府県及び関係消防機関の運用に基づいて行われるものである。

異常現象に対する報告の見直しに伴い、前1、(2)、ア、(イ)に示した異常現象の発生に対する事後対応を次のように見直すことが適当であると考えられる。

(1) 事故に該当しない場合（図2-3参照）

ア 石油コンビナート等防災計画による異常現象の報告の見直し

一部の石油コンビナート等特別防災区域において石油コンビナート等防災計画に基づき行われている「異常現象の報告」については、求めないこととすることが適当である。

なお、発生した事象の内容等について、必要に応じて報告の求め又は口頭での問い合わせを行うことは可能である。

イ 消防庁への報告の見直し

異常現象については報告を求めないこととする。

(2) 事故に該当する場合（図2-4参照）

ア 石油コンビナート等防災計画による異常現象の報告

前(1)と同様に石油コンビナート等防災計画に基づく「異常現象の報告」では報告を求めないこととすることが適当である。なお、事故報告については従前どおり、関係都道府県及び関係消防機関の運用に基づいて行われるものである。

イ 消防庁への報告

異常現象については報告を求めず、事故について報告を求めることとする。

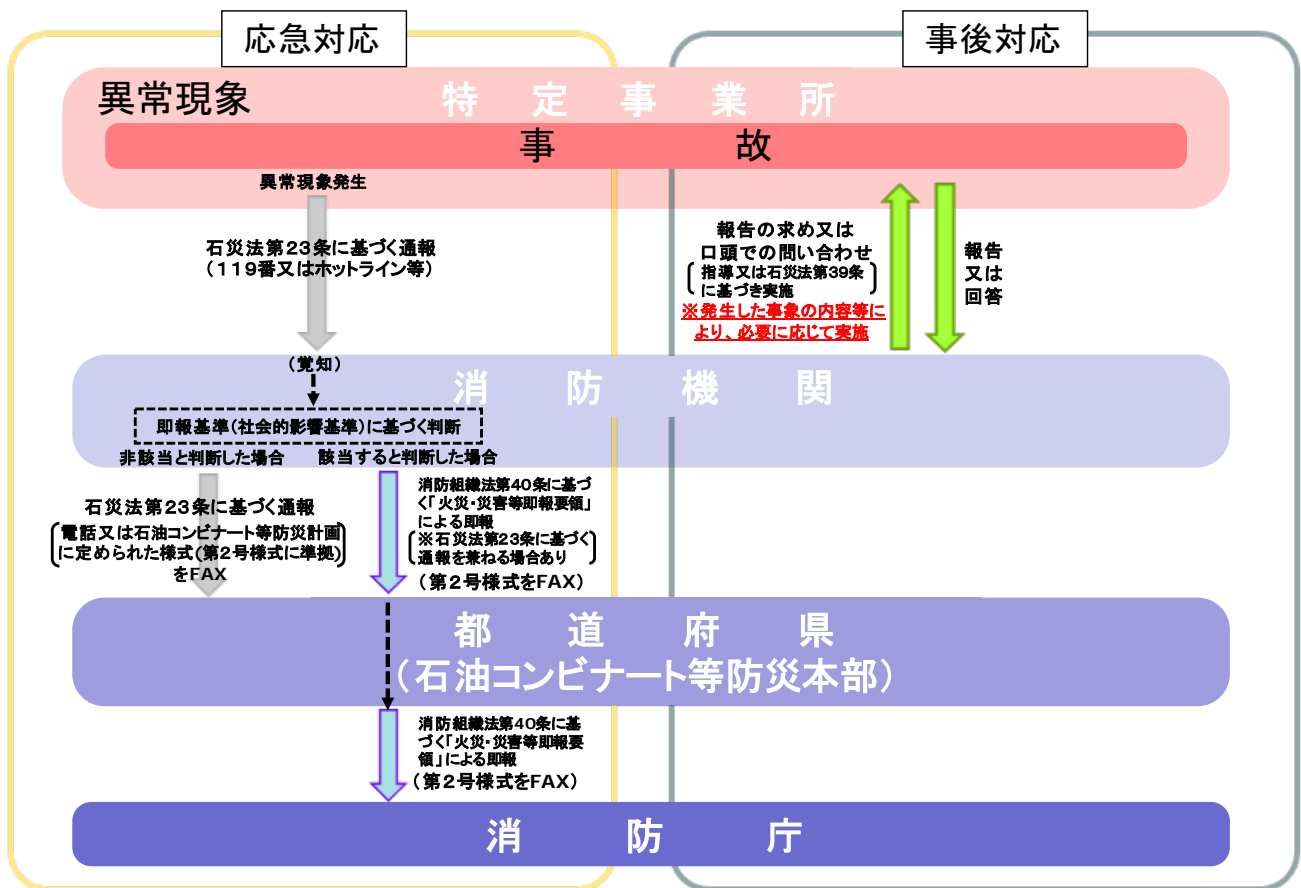


図 2 - 3 異常現象の発生に対する今後の対応 (事故に該当しない場合)

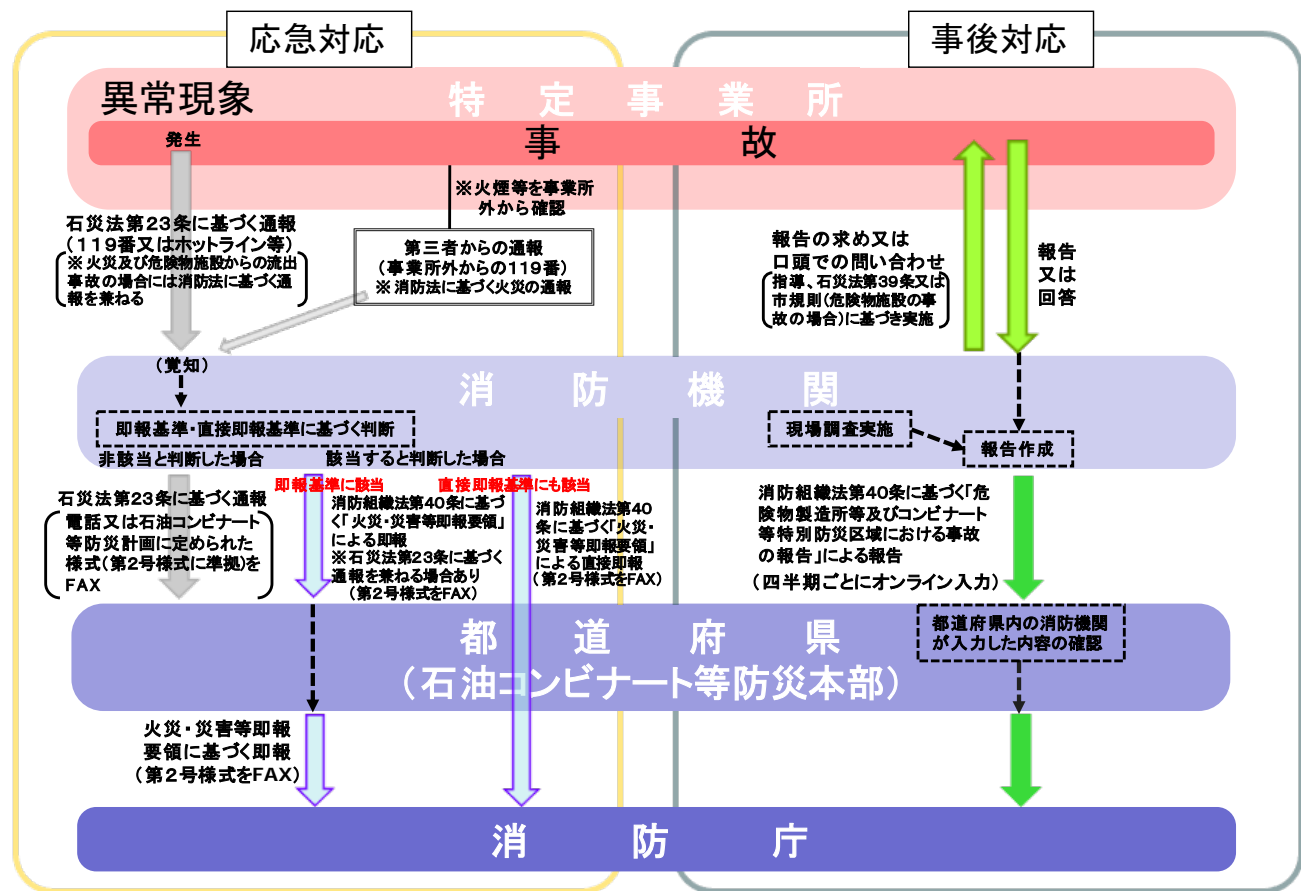


図 2 - 4 異常現象の発生に対する今後の対応 (事故に該当する場合)